

自転車保険の加入と 子どものヘルメット着用※ 鹿児島県では 義務!!

平成29年10月1日から

自転車損害賠償保険等への
加入は利用者の
義務です!



約1億円
の高額賠償事例も!

自転車死亡事故の
約6割は
頭部を損傷



鹿児島県

※中学生以下の子に
ヘルメットを
着用させることは
保護者の義務です!!

自転車保険に加入しましょう!!

鹿児島県内では条例により、自転車を利用する場合、
自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

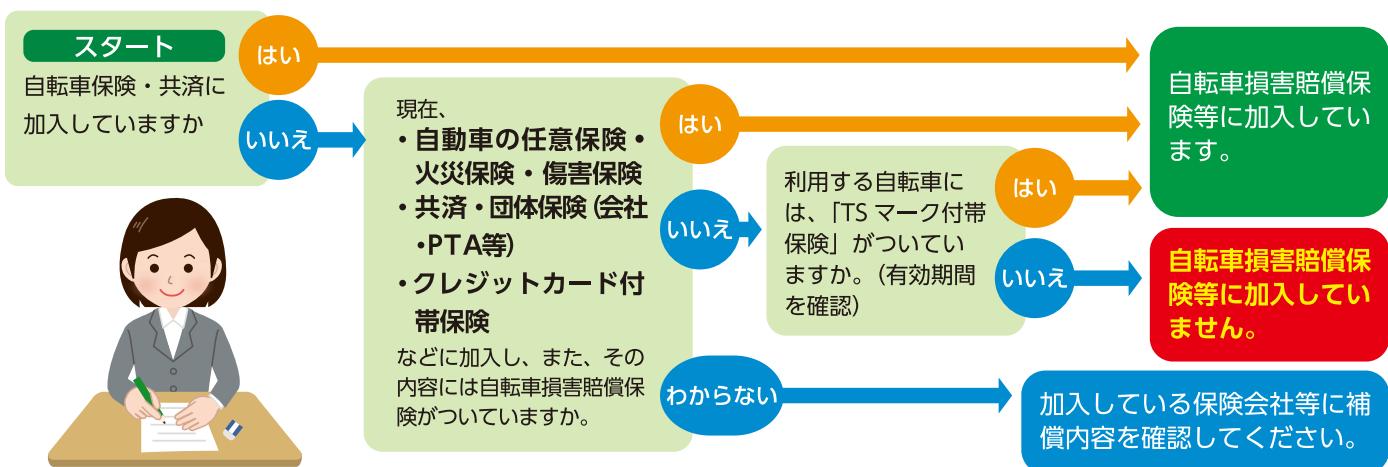
1.自転車保険の種類について

- ◎自転車向け保険
- ◎各種保険（自動車・火災・傷害）の特約で付帯した保険
- ◎共済（全労済、市民共済など）
- ◎団体保険（会社等の団体保険、PTAの保険）
- ◎クレジットカード付帯保険
- ◎TSマーク付帯保険（点検整備を受けた自転車の車体に付帯した保険）



2.保険に加入しているか確認しましょう

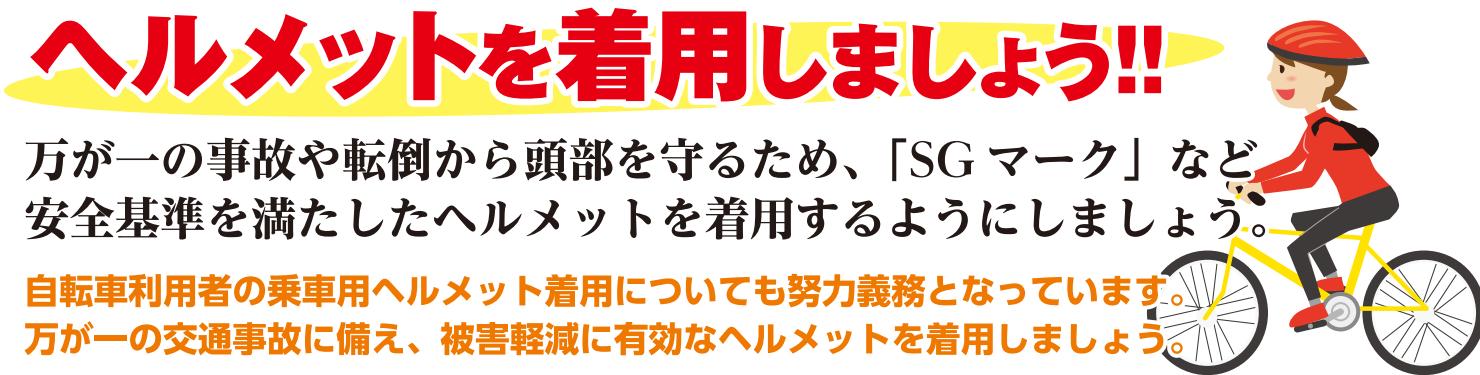
自転車損害賠償保険等の加入確認シート



3.未加入の場合は加入しましょう

- ◎加入している保険会社、共済等
- ◎自転車整備店（TSマーク）

に問い合わせたり、自転車を利用する頻度等に応じ、各保険会社等の補償内容をよく確認して、加入してください。



「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」の詳細は、鹿児島県ホームページを！

問合せ先 鹿児島県 生活・文化課 ☎099-286-2523